# N P O

# 中帰連平和記念館

CHUKIREN HEIWAKINENKAN

# 2015年度 総 会 開 催

記念館では 6 月 13 日 (土) に総会を開き、正会員 21 名のうち 13 名が出席し(委任 8 名)、 議長に倉田富士雄さん、記録に兒嶋俊郎さん、議事録署名人に宮本直子さんと芹沢昇雄さんを 選出し議事に入りました。

最初に松村髙夫理事長から安倍首相の『70 年談話』に関する緊急声明(同封「別紙」)の提案があり、議長が原案を読み上げ、全会一致で採択され安倍首相や衆参両院議長、各メディア、 友好団体などに送付することが了承され送付しました。

#### A、報告事項

司書の宮本さんからこの 1 年の概要報告(別紙)があり、芹沢事務局長からは建屋の修繕、事務所のパソコンの買い換えなどの報告がありました。その後、会計の長坂さんから「収支計算書、貸借対照表、財産目録」について説明・報告があり、監事の星野さんと岩淵さんから「良好・異常なし」の監査報告が承認されました。(別紙参照)

#### B、審議事項

· 来年度運動方針

松村理事長から会計も大変だが、公的支援を受けずに何とか皆さんの会費、カンパで賄われ、 また多くの皆さんのボランティアに支えられ、来年度も友好団体と交流を図りながら進めたい。 また、スペースは狭いが来年度には「館内展示」ができるようにしたい。「会計予算案」は毎年

特に立てていないが、例年通りを予定していく方 | 針が承認されました。

# C、承認事項

人事について

「会報」11、12 号でもお知らせの通り昨年 11 月に理事で元中帰連副会長の大河原孝一さん(札幌在住)が亡くなりました。新たに以前から「中帰連」に関心を持ち記念館のボランティアにも参加している川越市在住の吉澤倫子さんを理事長から理事への推薦提案があり承認されました。(理事定員 15 名で空席 1 名です)

以上

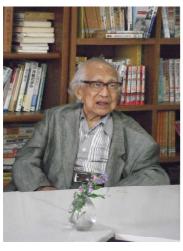
# 

## 「むのたけじさん講演」

医師の大策さんと親子で記念館に「会員登録」下さっているむのたけじさんに総会の午後に講演をお願いしました。むのさんは 100歳の年齢を感じさせず1時間半余りもお話し下さいました。講演の最後には『死んでも会費を払うから、運動を続けて欲しい』とまで記念館を評価して下さいました。

今どんな時代か。これからの社会情勢、何に気をつけてどう生きるか、中国関係、朝鮮関係が現状のようなことでは情けない。19世紀から 20世紀の歴史を振り返ってみると「戦争」の頻発である。なぜ戦争がおこるのか。今の戦争は経済の仕組みが行き詰まったとき、それを打開するための戦争が大半である。

その中心にはアメリカ経済の行き詰まりがあり、失業率が7%位になると悲鳴を上げ戦争が起こる。生産の歴史は自給自足から注文



生産、そるのったがるに指見本がるに指対なき、となったがないました。

詳細は同封の 『講演要旨』を ご覧下さい。

# 『戦争の記憶と記録-731部隊 ドキュメンタリーによせて』

講師:兒嶋俊郎 (理事・長岡大学教授)

今年の2月の末、中野で講演させていただきました。その時はずいぶん前に NHK で流された 731 部隊に関するドキュメンタリーの映像(それには私が関わっていて、最後にコメントを加えていました)をまず全員で見て、そのあと私が話をするという形式でした。そ

の際の話をそのままここに再現するのは不可能ですし、余り意味もないかと思いますので、 改めて考えさせられたことをいくつかお話し したいと思います。

ドキュメンタリーでは中華人民共和国成立 後行われた 731 部隊の被害者調査が、結局公 開されることなく終わったことを紹介しています。その背景について、バンドン会議で国 際社会に登場する中国の外交的判断があった のではないか、ということにふれています。 ただこのドキュメンタリーに関わった一人と して振り返ってみると、その点に関して明確 な証拠があった訳ではありません。あくまで 一つの推測にすぎなかったと言えます。ただ このドキュメンタリーの作成の頃から、その 後細菌戦の被害者の調査に関わった時の経験 も含めて、心に大きく残っていることがあり ます。

それは中国の普通の人たち、一般の市民の 犠牲者の声は誰にも代弁されずに来たのでは ないか、ということでした。中国の外交を取 り仕切ったとされる周恩来は、日中の国交回 復の大前提として、侵略戦争は一部の軍人, 政治家,財閥など支配層が行ったことであり、 一般の日本の民衆は被害者であったとしまし た。この論理は日本帝国の権力の戦争責任を 明確にしながら、一般の民衆との間には幅広 い友好関係を実現できるという卓越した考え だったと思います。その後の日中国交回復は この路線の上に実現され、その際結ばれた 日中国交回復宣言が、その後の日中関係の基 礎となります。その後の様々なトラブル-教 科書問題や中曽根首相の靖国神社参拝問題な ど-はこの国交回復宣言の精神に沿って「解 決」されたといってよいでしょう。

しかしあえて言うのですが、国家間の関係を回復するために生み出されたこの論理と手続きは、苦しんだ中国人の痛みを癒すことに 貢献したのでしょうか。もしかしたら置き去りにしてしまったのではないでしょうか。

今でもよく覚えていますが、90 年代の始め細菌戦関係の裁判の調査で確か義烏市を訪ねた時のことでした。地元の方達への調査の

中で、戦争当時子供だったという男性に会いました。彼は両親を日本軍に殺され、自身も太ももを銃創で刺されました。彼はその傷を示しながら私たちにつかみかからんばかりでした。その場にいた中国の方が取りなしてくれました。私には自分は日本の戦争犯罪に反対する立場なのに、自分に怒りをぶつけるのは筋違いだ、という気持ちもありました。

しかし今にして思うのは、彼にはそのようにふるまう権利があったのではないか、ということです。自分の親を殺され、自身も刺され、何の償いも、言葉一つもかけてもらえずに過ごしてきた彼には、日本人に怒りをぶつける権利があるように思うのです。

それ以外にも調査の過程で色々な中国の方に会いました。戦争中日本軍の空襲で負傷し、寝たきりになった親の介護をし続けてきた娘さん。遥か南から、確か 40 時間近くかけてバスで私たちを訪ねてきた老人とその息子。彼は細菌戦の調査に日本から弁護士が来ているという話を聞いて、わざわざ自分たちのケースを調べてもらえないかとやってきたのです。

ドキュメンタリーでは結局公開されなかった細菌戦の調査をとりあげました。その調査に関わった人達は調査された方も、調査した医療関係者も皆日本による侵略の被害者でした。その全員に日本人を問いただす権利があったと思います。私たち日本人は本当は敗戦後、自分たちがやったことに直面し、恐怖し、戦標しながらどうすべきか考え始めなければならなかったのです。

周恩来の考え方は、一方では中国の民衆の 怒り-当然それが激しいことをよくわかって



いたと思います-をおさえつつ、他方では日本の民衆に期待して、ともにアジアの将来を 担おうという姿勢を示したものだったと思い ます。

しかし冷戦体制の中、中国や南北朝鮮の人 たちの怒りや追求に直面せずに過ごしてきた 私たちは、あまりにも安易に戦争やそこでの 自らの加害責任を取り扱ってしまいました。 余りに簡単にそこから自らを勝手に解き放っ てしまったのです。そういうことが許される と思ってしまったのてす。しかしそれは本来 許されないことだったのです。加害者を許せ るのは-もしいるとすれば-被害者だけでしょ う。にもかかわらず私たちは中国が日本政府 に賠償請求をしないということをもって、そ してその後の日中友好ムードと経済的優位性 の中で、私たちは周恩来の期待にこたえるほ どしつかりと、自分たちの過去を自覚しなか ったし、それを反芻して、新たな政治理念と 体制を作り出すことができなかったのではな いでしようか。そのことが中国の戦争犠牲者 の痛みを自らの責任において癒すべきもので あるとの自覚が生まれなかったということに つながったのではないでしょうか。

周恩来の論理は中国の戦争犠牲者だけではなく、日本の兵士たちについてさえ、戦争の犠牲者であり、その過ちを自覚すれば共に仲間として未来を担える存在になりうるとの確信に立ったものだったと思います。その実例が撫順の戦犯管理所における日本人捕虜の処遇だったと思います。しかしそれに応えることはできませんでした。結果として中国の戦争被害者と日本の戦争被害者の間に共通の基盤が生まれることもありませんでした。

繰り返しになりますが、私たちは周恩来の期待に応えることなく今日に至ってしまいました。戦争の体験者は表舞台から去り、生々しい記憶が薄らぐ中で、安倍政権が登場しています。周恩来は革命家であり、政治家でした。当然様々な政治的判断があったでしょう。しかし同時に革命によって、それまでとは違う国家を作り出すという行為をになっていた彼は、既に出来上がっていた国をになう「政

治家」たちとは異なり、新たな国家に中国とアジアの未来を託し得るような理念をもたらそうとしていたように思います。私たちはもう一度、周が掲げた理念と、自らがたどってきた道筋の乖離の大きさを見直し、そこから問題を立て直す必要があるのではないでしょうか。

## 第12回『中帰連に学ぶ会』報告

「安保法制の問題点」

兒嶋俊郎・理事

今回安倍政権は計 10 本もの安保関連法案と1本の国際平和支援法を国会に提出し、一括可決を目指している。しかしその内容は、従来の政府見解を根本的に覆し、集団的自衛権を認めることによって、自衛隊を米軍の「都合良く使える」傭兵部隊にするものである。このような法案がなぜ提出されるに到ったのだろうか。

2005 年に日米の外交・防衛担当者によって「日米同盟 未来のための変革と再編」(「変革と再編」と略す)という文書がまとめられた。この文書は日米間の防衛協力において「・・・事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供する・・・」ことを目的とし、弾道ミサイルや、海上阻止行動、機雷掃海、情報・監視活動等、幅広い分野で日米の協力を拡大・進化させることをうたった。ことにそれ以前には含まれていなかった、米軍への武器・弾薬の補給などを含み、集団的自衛権の行使を前提とする内容になっていた。

翌 2006 年に成立した第一次安倍内閣は5月に安保法制懇談会(安保懇と略す)を開催し、安倍首相は、(1)公海における米艦防護、(2)米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの攻撃、(3)国際的な平和活動における武器使用、(4)同じPKO等に参加している他国の活動に対する後方支援の4点にわたり、憲法との関係を整理するよう指示した。安保懇は2008 年 6月に報告書を政府に提出したが、政権は福田首相に移っており、福田首相はこ

の報告書の提言を取り上げることなくそのままにした。その後の麻生政権、そして三代の 民主党政権全てが同様の対応を行い、安保懇 の提言は放置されたのである。

状況が変わったのは 2012 年 12 月の第二次 安倍政権成立からである。安倍首相は翌年の 2月には安保懇を再開し、2014年1月の第 186 国会では施政方針演説で、集団的自衛権 や集団的安全保障について安保懇の報告書を ふまえた対応を行うと表明した。その安保懇 は5月15日に第二回の報告書を提出したが、 そこでは集団的自衛権の容認や他国軍隊への 後方支援に再して「武力不行使との一体化論 はとらないとすること、さらには武力攻撃に はいたらない場合でも、そのような侵害を排 除する自衛隊の行動は憲法上容認される」と いった考え方が示された。これらは従来の政 府見解を大きく転換させるものであった(「安 全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 報告書」)。

この報告書を受けて安全保障政策の見直しが勧められる。5月20日にスタートした自民・公明両党の「安全保障整備に関する与党協議会」は一ヶ月余りで終了し、7月1日には自公両党は憲法解釈の一部変更を含む安全保障法整備のための基本方針を了承した。同日中に国家安全保障会議の決定をへて、「国の安全を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」が閣議決定された。この閣議決定の要点は以下の4点である。



- (1)武力攻撃に到らない段階の侵害に自衛隊が対処可能にすること。
- (2)他国軍隊への支援に際して「武力の行使 との一体化を前提として、他国軍隊が戦闘を 行っている現場以外での後方支援活動を可能 であるとしたこと。「駆けつけ警護」や「任 務遂行のための武器使用」も可能にする。
- (3)他国支援(一定の条件の下で)を合憲であるとしたこと。
- (4)以上にもとづき急速に法整備を進める。

しかし新方針は従来の政府の見解(1972 年の参院決算委員会に出された政府見解)との整合性を欠いている。以前の見解は(1)憲法が個別的自衛権を認めているとの前提にたちながら(根拠は前文と第 13 条)、(2) 同時に「自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない」として、「必要最小限度の範囲内にとどめるべきものである」と限定した。その上で(3) 「そうだとすれば、我が憲法のもとで武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に限られる」のであり、「いわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと言わざるを得ない」と、明確に集団的自衛権を否定していた。

今回の閣議決定は従来の(1)と(2)を変更することなく、(3)のみ変更している。その要点は周辺の安保環境が変化したため、我が国への攻撃だけでなく、我が国と緊密な国が攻撃され-アメリカと考えられる-その結果我が国の「存立が脅かされ」るような事態に到れば、「従来の政府見解にもとづく自衛のための措置として」「実力行使すること」が憲法上許容されるとしたのである。さらに「憲法上許容される上記の「武力行使」は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある」としたのである。つまり他国に対する軍事支援が憲法上認められ、なおかつそれは集団的自衛権の行使であり得る、というのである。

しかしこれが 1972 年政府見解と大きく矛盾することは明らかであろう。(1)(2)の論理は個別的自衛権が認められることを明確にするためのものであり、この論理から集団的自衛権容認が出てくる余地はない。安倍政権の

政府見解による(3)の変更は、要するに周辺環境が変わったから、政府の見解を変える、ということであり従来の憲法解釈の論理との整合性は実質的にはかられていない。歴代の内閣法制局長官が閣議決定反対を表明したのは当然のことである。

このような問題のある見解にもとづき、自 衛隊を「運用」出来るようにするために 11 の法案が出されているのである。

その中でも注目すべきは以下の 4 点である。

- (1)自衛隊法の改正による米軍・在外法人保護の実施。
- (2) 存立自体危機への対応。集団的自衛権に もとづく米軍支援等を可能にするため、自衛 隊第 76 条に存立自体危機への対処が、自衛 隊出動の要件の一つとして新たに加えられ た。
- (3) 重要影響事態安全確保法(旧周辺事態安全確保法)第一条から「我が国の周辺の地域における」という文言を削除し、世界中どこでも活動できるようにした。
- (4)事態対処法の第一条に「存立危機事態等への対処」を追加し、一定の条件-「新三要件」と言われるもの-のもとで、我が国が攻撃されていなくても、同盟国等を軍事支援できるようにしたこと。

このような変更は何をもたらすだろうか。 従来の日本の歴代の政権は、外交的・軍事的 にアメリカに従属しつつも、憲法上の制約を 根拠として、際限のないアメリカへの軍事協 力を拒否し、それによって世界の紛争への 与を最小限にとどめてきた。そして国外の をしない国という信頼のもと、日本の 際支援・NPO の活動は大きな信頼を得さえ 下メリカが恣意的に引き起こを たのである。今回の安倍政権はその制約とこ、 である。今回の安倍政権はその制約とこ、 である。そのである。 今回の安倍政権はその制約とこま たのである。そのに引き起こす 世界各地の紛争に、際限なくつきあう道を によってもないことではないだろうか。 までもないことではないだろうか。

## 連載 第8回 記念館資料室から

## 「戦犯供述書」の公開が新たに始まる

石田隆至 (「中帰連に学ぶ会」事務局)

この原稿は撫順から北京に向かう列車の中で書いたものです。機会があって、撫順戦犯の娘さんや戦犯たちの思いを引き継ぐ平和活動をしている若者と一緒に、瀋陽、撫順、北京を訪ねました。

昨年亡くなった中帰連会員の思いを胸に秘め、はじめて撫順管理所の地に立った若者は、管理所が戦犯教育の経験と結果を歴史にとどめようとする姿勢を、充実した展示物の中から感じとったと言います。また、「9・18」記念館や平頂山事件記念館をも訪れたことを通じて、これらの博物館と呼応するような、加害を伝える博物館が日本にはあるのだろうかという感慨も覚えたそうです。戦争体験者が少なくなる一方で、歴史を都合良く書き換える動きがますます強くなる現在、歴史的資料の保存とその分析がいっそう重要になっているといえます。その意味で、当記念館の存在意義は大きくなっているといえます。

さて、8 月には当記念館にとっても大きなニュースが中国から伝えられました。日本人戦犯のうち、45 名の有期刑戦犯の「自筆供述書」(自身の戦争犯罪を自白した文書)は先に 2005 年に全面公開されていました。その 10 年後にあたる今年、今度は起訴免除となった約 1000 人分の「自筆供述書」の公開が始まりました。そのうち 31 名分は「中国中央档案館」のホームページ上で公開され

(http://www.saac.gov.cn/zt/zfbg/index.htm)、 誰でも閲覧することができるようになってい ます。また、現物は未確認ですが、書籍の形 でもこの供述書の刊行が始まっているよう で、800 名分が公開されることになるとも告 知されています。

起訴免除組の供述書からは、これまで十分には明らかにされてこなかった最前線の兵士らの行為がより具体的に浮かび上がってくると考えられます。当記念館に保管されている管理所収容期の「手記」群とは「姉妹関係」

にある資料ですので、合わせて捉えていくことで、日本の戦争犯罪をより立体的に再現できるのではないかと思われます。当記念館で開催している「中帰連に学ぶ会」においても、学習資料にしていければと思っています。

# 「戦跡保存全国シンポ」参加

第19回『戦争遺跡保存全国シンポジウム』 が9月4日~6日に千葉県館山市の「千葉県 南総文化ホール」で開かれ350人余りが参加 しました。

全体集会・基調講演の翌日は「保存の現状と課題、調査の方法と整備技術、平和博物館と次世代への継承」と、特別部会として「米占領軍の館山上陸と直接軍政/証言者のつどい」の4つの分科会に別れ全部で28件の発表がありました。第3分科会の『平和博物館と次世代への継承』には7人の発表があり、記念館から芹沢事務局長が『中帰連と記念館の運動と近況』を報告しました。沖縄など遠方からの参加や、現地のボランティア・スタッフの活躍に感謝の思いでした。

尚、来年の「20周年シンポ」は8月20、21 日に、第1回シンポが開かれた長野県・松代 市で開催することが決まりました。



(第3分科会)

# 月刊誌『人民中国』に掲載



提供した管理時代の写真や中帰連の皆さん が当時、管理所内で書いた直筆の「手記原本」 などの解説や写真なども紹介されました。

# 「取材・来館者関連」

- ・香港フェニックスTV (5月)
- 中国中央TV(CCTV・6月)
- ・蘭「正義のための国際研究所」(11月)
- ·共同通信(12月)
- ・大連理工大(1月)
- ·朝日新聞(2月)
- 吉林TV
- ・オランダ特派員・ドゥイーツ氏
- 雑誌『人民中国』

# 「ご寄贈の本から」

# 『私の駆け足反省』



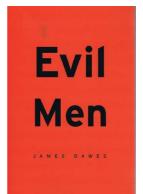
藤原さんは島根県富山村(現、太田市富山)に生まれ、時子夫人は奉天(瀋陽)の生まれです。

藤原さんは「およそ 人間のすることではない「殺、奪、焼」の三 光作戦の実行者・日本 鬼子となり、直接 70 人余りの生命を奪った という。5 年間のシベリア抑留後、「撫順戦犯管理所」で人道的待遇を受け「鬼から人間に戻してくれた」と記してある。

帰国後は翌日から警察に監視され、経済的にも大変な時期もあり転居9回、転職10回を体験された。後年、故郷の三瓶山の麓に戻り、古材を使い二人で2年掛けて素敵な山小屋風の家を造り、米以外は自給自足の生活をされた。地元ではステンドグラス作家としても知られ活躍されました。お二人はお子さんやお孫さんにも恵まれましたが、夫人は恒男さんを交通事故(享年83歳)で亡くし、その7ヶ月前には最愛の一人娘・梨華さんも病で亡くす辛い体験をされています。貴重な多くの写真と共に藤原さんの回想です。

(著者:藤原恒男・時子 自費出版)

#### [Evil Men]



2008 年秋に著者が来日 して金子さん、湯浅さん、坂倉さん、絵鳩さん、久保寺さん、高橋 さんなど中帰連の方々、 をインタビューして書 かれた英語の本でイデ ル氏も一緒に取材して いました。ジェイムズ

ダウズ氏はアメリカミネソタ州セントポール 市にあるマカリス ター大学の英 米文学教授 で、文学だけでなく、人権問題、戦争などの 起こす精神的 ダメージなどを広く研究して、 他の著書として「世界が知らざること:残虐 行為の目撃者たち」「戦争の言語」などがあ ります。この本は戦争で鬼になった中帰連の 人がどんな状況でなにをしたのか、またその 心理状態、その後はどうだったのか、という ことを詳しく書いていますが、撫順管理所で のことに重点を置いている訳ではりません。 書名は日本語で「鬼の人、鬼になった人間」 とでも訳せるので しょうか。ドイツのペト ラさんは「鬼から人間へ」というドイツ語の 本をかかれましたが、それとはかなりちがっ た視点で書かれています。ペトラさんは教育

学 の研究者だったように覚えています。

(著者: JAMES DAWES

出版:ハーバード大学)

#### 『戦争をした国』



長野県を「北信、東信、 中信、南信」の4箇所 開催地を持ち回りで 1988年から『平和のた めの信州・戦争展』を 開催してきた団体が、 94年にその「長野県連 絡センター」を設置し、 同センターがそれまで の県内在住者の証言の

一部を纏めたものです。大きく「外地での戦争体験」と「内地での戦争体験」の二つに分けてる。

「外地体験」では元731部隊員やトラック島の敗残兵、開拓民や残留婦人、シベリア抑留・・・など18人の体験・証言が、「内地体験」には被爆体験、BC級戦犯、長野空襲、人間機雷・・・など21人の証言がある。聴き取り取材は過去のもので既に鬼籍に入られている方も多く貴重な記録です。

(編者:「平和のための信州戦争展

長野県連絡センター」発行:川辺書店)

#### 『日本の中国侵略の現場を歩く』



国各地の町や村を訪ね、惨劇の現場を確認し、被害者や遺族から話を聞いた。こうして訪ね歩いた現場のうち、撫順と南京とソ満国境の三カ所を取り上げ、夫々の情況を本書で紹介している。本書で示した事実を基に中国の現状をまとめると、日本の侵略で受けた惨禍に対する被害者の心の傷は癒えておらず、強烈

な怒りと不信感を日本に対し持っていると言えるだろう。しかし、中国が問題視しているのは安倍首相など極右・靖国派の「指導者」であり、日本全体を批判しているのではないということが重要だ。この情況を理解すれば、今、最悪の状態にある日中関係を改善する希望と確信を私たちは持つことができる。

(著者:青木茂 発行:花伝社)

#### 『仕組まれた中国との対立』



大手監査法人を退職し、日本企業の中国事業協力のコンサルタントを中国で経営する等者の日中間の見方である。なぜ反中、嫌中なるか、仕組まれた尖閣対立、戦後70年談話、南京事件と慰安婦問題、

靖国を考える・・・などに触れ、中国国内を 知る筆者からの主張提案です。

(著者:和中清

和中清 Wanshi

発行:クロスメディア・パブリシング)

# 次回『中帰連に学ぶ会』予告

日時:11月1日(日)13:30~16:00

場所:「中帰連平和記念館」 テーマ: 『今日的中国

〜建築設計者の目で見たこの 10 年の中国』 講師:細川清和さん(元大林組理事)

細川さんはむのたけじさんと懇意で、現在 は中国で高層ビル建設の指導などをされてい ます。

#### 『NPO·中帰連平和記念館』

〒 350-1175 埼玉県川越市笠幡 1948-6 TEL&FAX: 049-236-4711

E-mail: npo-kinenkan@nifty.com
ML: npo-kinenkan@freeml.com

HP: http://npo-chuukiren.jimdo.com/

郵便振込口座名「NPO・中帰連平和記念館」 振込口座 : 00150-6-315918

開館日:「水、土、日」(10:30~16:30)